

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県倉敷市祐安916番地の1
名 称 有限会社立龍美掃
代表取締役 木村 紀代志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 6年 2月 6日

許可の有効年月日 令和11年 1月22日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 有
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん(これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「裏面に記載」

3. 許可の条件

「裏面に記載」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 1月23日 新規許可
平成28年 1月13日 変更許可(積替え保管施設の追加)
平成30年 8月 6日 変更許可(積替え保管施設の削除及び追加)
令和 5年 3月20日 変更届に伴う許可証の書換え(代表者の変更)
令和 5年12月 6日 変更届に伴う許可証の書換え
(積替え保管施設の一部廃止、積替え保管施設の面積及び保管上限の変更)
令和 6年 2月 6日 更新許可(許可の有効年月日:令和11年1月22日)

5. 規則第9条の2第8項による許可証の提出の有無 無

(裏面)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 設置場所及び面積

ア 倉敷市平田817番、818番 341.7m²
イ 倉敷市平田708番5、709番4 137.3m²

(2) 保管する産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。)
イ 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、鋳さい、がれき類、動物のふん尿(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(3) 保管上限及び高さ

ア 保管上限：264.27m³ 高さ：1.3m
イ 保管上限：89.60m³ 高さ：なし(容器保管)

3. 許可の条件

積替え保管施設の設置場所及び面積

ア 倉敷市平田817番、818番 341.7m²
イ 倉敷市平田708番5、709番4 137.3m²